

令和 5 年 2 月 10 日

# 令和 5 年広島県議会 2 月定例会追加議案 (その 4)

広 島 県

## 令和5年広島県議会2月定例会追加議案目次（その4）

追県第1号	令和4年度広島県一般会計補正予算（第7号）	1
追県第2号	令和4年度広島県証紙等特別会計補正予算（第1号）	24
追県第3号	令和4年度広島県管理事務費特別会計補正予算（第1号）	27
追県第4号	令和4年度広島県公債管理特別会計補正予算（第1号）	29
追県第5号	令和4年度広島県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）	32
追県第6号	令和4年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第1号）	35
追県第7号	令和4年度広島県農水産振興資金特別会計補正予算（第1号）	38
追県第8号	令和4年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第2号）	41
追県第9号	令和4年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第3号）	45
追県第10号	令和4年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）	50
追県第11号	令和4年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）	55
追県第12号	令和4年度広島県病院事業会計補正予算（第4号）	58
追県第13号	令和4年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第4号）	60
追県第14号	令和4年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）	62
追県第15号	令和4年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第4号）	64
追県第16号	令和4年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第4号）	66

追県第 1号議案

令和 4 年度広島県一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度広島県一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,644,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,274,449,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県税		340,294,048	134,434	340,428,482
	1 県民税	97,203,000	△ 978,000	96,225,000
	2 事業税	93,058,000	9,810,000	102,868,000
	3 地方消費税	79,210,000	△ 9,461,000	69,749,000
	4 不動産取得税	7,486,000	637,000	8,123,000
	5 県たばこ税	2,672,000	369,000	3,041,000
	6 ゴルフ場利用税	718,000	15,000	733,000
	7 軽油引取税	22,832,000	218,000	23,050,000
	8 自動車税	36,442,000	△ 526,000	35,916,000
	10 狩猟税	24,000	1,000	25,000
	11 産業廃棄物埋立税	624,000	61,000	685,000
	12 旧法による税	21,048	△ 11,566	9,482
2 地方消費税清算金		125,099,000	14,159,000	139,258,000
	1 地方消費税清算金	125,099,000	14,159,000	139,258,000
3 地方譲与税		52,022,602	4,074,010	56,096,612
	1 特別法人事業譲与税	48,526,990	4,073,010	52,600,000
	6 森林環境譲与税	127,602	1,000	128,602
4 地方特例交付金		1,357,000	294,398	1,651,398
	1 地方特例交付金	1,357,000	294,398	1,651,398

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		185,006,000	13,900,738	198,906,738
	1 地方交付税	185,006,000	13,900,738	198,906,738
7 分担金及び負担金		6,628,327	2,019,196	8,647,523
	1 分担金	703,264	△ 65,518	637,746
	2 負担金	5,925,063	2,084,714	8,009,777
8 使用料及び手数料		9,695,830	△ 3,039	9,692,791
	1 使用料	5,584,331	139,470	5,723,801
	2 手数料	4,111,499	△ 142,509	3,968,990
9 国庫支出金		252,205,928	△ 537,570	251,668,358
	1 国庫負担金	86,609,716	△ 7,060,145	79,549,571
	2 国庫補助金	162,234,007	6,708,436	168,942,443
	3 委託金	3,362,205	△ 185,861	3,176,344
10 財産収入		1,204,455	707,927	1,912,382
	1 財産運用収入	895,776	147,541	1,043,317
	2 財産売払収入	308,679	560,386	869,065
11 寄附金		111,227	2,042,082	2,153,309
	1 寄附金	111,227	2,042,082	2,153,309
12 繰入金		61,936,938	△ 21,028,382	40,908,556
	1 特別会計繰入金	220,094	137,472	357,566
	2 基金繰入金	61,716,844	△ 21,165,854	40,550,990
14 諸収入		102,778,706	△ 1,615,249	101,163,457

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 延滞金、加算金及び過料等	464,038	△ 24,062	439,976
	3 貸付金元利収入	84,044,248	△ 3,885,407	80,158,841
	4 受託事業収入	2,642,317	△ 274,724	2,367,593
	5 収益事業収入	4,688,483	△ 860,136	3,828,347
	7 雑入	10,937,818	3,429,080	14,366,898
15 県債		113,256,500	△ 5,503,321	107,753,179
	1 県債	113,256,500	△ 5,503,321	107,753,179
歳 入 合 計		1,265,805,102	8,644,224	1,274,449,326

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,127,006	△ 169,437	1,957,569
	1 議会費	2,127,006	△ 169,437	1,957,569
2 総務費		65,260,835	9,717,571	74,978,406
	1 総務管理費	35,613,517	9,824,504	45,438,021
	2 企画費	7,948,269	66,775	8,015,044
	3 地域振興費	8,177,960	△ 13,628	8,164,332
	4 徴税費	8,972,367	△ 64,002	8,908,365
	5 選挙費	1,705,980	23,349	1,729,329
	6 防災費	1,973,506	△ 76,244	1,897,262
	7 統計調査費	449,188	△ 37,743	411,445
	8 人事委員会費	200,828	△ 975	199,853
	9 監査委員費	219,220	△ 4,465	214,755
3 民生費		144,021,105	3,662,327	147,683,432
	1 社会福祉費	109,202,052	736,295	109,938,347
	2 児童福祉費	34,302,021	2,971,807	37,273,828
	4 災害救助費	163,436	△ 45,775	117,661
4 衛生費		193,156,680	△ 4,916,705	188,239,975
	1 公衆衛生費	123,577,288	△ 1,111,107	122,466,181
	2 環境衛生費	3,899,642	△ 1,234,341	2,665,301

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 環境保全費	4,035,974	△ 372,461	3,663,513
	4 保健所費	1,995,903	106,079	2,101,982
	5 医薬費	57,178,874	△ 2,287,801	54,891,073
	6 病院費	2,468,999	△ 17,074	2,451,925
5 労働費		3,723,253	△ 454,067	3,269,186
	1 労政費	392,771	△ 19,883	372,888
	2 職業訓練費	2,167,542	△ 106,285	2,061,257
	3 雇用対策費	1,011,626	△ 326,308	685,318
	4 労働委員会費	151,314	△ 1,591	149,723
6 農林水産業費		37,112,731	4,270,625	41,383,356
	1 農業費	8,605,119	△ 474,712	8,130,407
	2 畜産業費	6,800,616	2,644,185	9,444,801
	3 水産業費	2,348,629	395,112	2,743,741
	4 農地費	8,016,773	1,276,707	9,293,480
	5 林業費	11,341,594	429,333	11,770,927
7 商工費		114,245,229	△ 5,419,237	108,825,992
	1 商業費	3,433,003	372,336	3,805,339
	2 工鉱業費	103,871,049	△ 5,721,352	98,149,697
	3 観光費	6,941,177	△ 70,221	6,870,956
8 土木費		120,759,037	9,146,484	129,905,521
	1 土木管理費	11,095,860	△ 819,240	10,276,620

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋梁費	48,930,759	5,301,131	54,231,890
	3 河川海岸費	37,530,764	4,110,413	41,641,177
	4 港湾費	12,530,632	536,985	13,067,617
	5 都市計画費	8,545,485	224,464	8,769,949
	6 住宅費	997,001	△ 612	996,389
	7 空港費	1,128,536	△ 206,657	921,879
	9 警察費		66,297,894	△ 1,367,207
	1 警察管理費	61,081,938	△ 1,243,242	59,838,696
	2 警察活動費	5,215,956	△ 123,965	5,091,991
	10 教育費	189,574,305	△ 1,883,482	187,690,823
	1 教育総務費	29,752,481	△ 81,375	29,671,106
	2 小学校費	54,098,529	△ 375,386	53,723,143
	3 中学校費	32,692,222	△ 1,156,081	31,536,141
	4 高等学校費	49,326,068	△ 753,479	48,572,589
	5 特別支援学校費	17,052,345	414,815	17,467,160
	6 大学費	4,837,900	△ 55,350	4,782,550
	7 社会教育費	1,419,609	50,421	1,470,030
	8 保健体育費	395,151	72,953	468,104
	11 災害復旧費		28,228,198	△ 9,947,688
	1 農林水産施設災害復旧費	5,749,128	△ 3,020,174	2,728,954
	2 土木施設災害復旧費	22,379,670	△ 6,896,484	15,483,186

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 公共施設災害復旧費	79,400	△ 11,030	68,370
	4 教育施設災害復旧費	20,000	△ 20,000	0
12 公債費		147,888,766	△ 1,861,545	146,027,221
	1 公債費	147,888,766	△ 1,861,545	146,027,221
13 諸支出金		152,410,063	7,866,585	160,276,648
	1 地方消費税清算金	70,214,000	340,000	70,554,000
	2 個人県民税所得割交付金	249,000	△ 29,578	219,422
	3 利子割交付金	453,000	△ 255,145	197,855
	4 配当割交付金	1,790,000	358,000	2,148,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	2,422,000	△ 923,000	1,499,000
	6 法人事業税交付金	6,543,000	1,061,000	7,604,000
	7 地方消費税交付金	63,352,000	7,086,000	70,438,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	503,000	8,000	511,000
	9 自動車取得税交付金	34	308	342
	10 環境性能割交付金	1,522,000	△ 232,000	1,290,000
	11 軽油引取税交付金	5,362,000	453,000	5,815,000
歳 出 合 計		1,265,805,102	8,644,224	1,274,449,326

第2表 繰越明許費補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額		
			補正前	補正後	
2 総務費			0	1,835,933	
	1 総務管理費			0	56,382
		文書館運営費		0	2,460
		庁舎等整備・補修費		0	44,660
		国際協力事業費		0	9,262
	2 企画費			0	86,024
		文化振興対策費		0	28,987
		美術館・縮景園管理運営費		0	45,117
		総合技術研究所管理運営費		0	11,920
	3 地域振興費			0	1,693,527
		地籍調査費		0	49,964
		中山間地域振興費		0	11,287
		都市圏魅力創造戦略推進事業費		0	152,370
		サッカースタジアム等整備事業費		0	484,032
		スポーツ関連施策推進費		0	1,980
生活交通確保対策費			0	993,894	
3 民生費			0	4,657,644	

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
	1 社会福祉費		0	2,301,060
		障害者社会参加推進費	0	19,859
		障害者自立支援推進事業費	0	300,282
		介護保険推進事業費	0	933,466
		社会福祉施設整備費補助金	0	1,047,453
	2 児童福祉費		0	2,356,584
		子育て支援対策費	0	2,351,910
		保育対策推進費	0	1,000
児童福祉施設整備費補助金		0	3,674	
4 衛生費			0	3,681,415
	1 公衆衛生費		0	982,676
		感染症予防対策費	0	972,176
		保健指導諸費	0	10,500
	2 環境衛生費		0	46,927
		水道施設対策費	0	46,927
	3 環境保全費		0	206,658
		自然公園等施設整備・維持修繕費	0	206,658
	5 医薬費		0	2,445,154
		医療施設等整備費補助金	0	4,276

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		地域医療対策推進費	0	2,410,815
		看護職員確保対策推進費	0	875
		看護師等養成所等補助金	0	29,188
6 農林水産業費			777,000	19,070,791
	1 農業費		0	587,750
		総合維持修繕費	0	16,071
		農林水産物等販売促進対策費	0	203,175
		新規就農等対策費	0	729
		農業経営力向上対策費	0	166,263
		園芸産地構造改革推進事業費	0	165,149
		管理運営費	0	36,363
	2 畜産業費		0	6,411,218
		畜産振興対策費	0	3,445,200
		家畜衛生対策費	0	2,966,018
	3 水産業費		0	1,391,559
		漁業経営安定対策費	0	110,230
		水産基盤整備事業費	0	16,095
		漁港維持修繕費	0	36,983
		漁港改良費	0	70,323

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		漁港改修費	0	422,179
		漁業集落環境整備費	0	164,585
		漁港海岸保全施設整備費	0	144,864
		港整備交付金	0	426,300
	4 農地費		84,000	5,302,001
		農業農村整備調査費	0	42,979
		農村基盤整備推進事業費	0	343,259
		かんがい排水事業費	84,000	226,800
		基幹水利施設補修事業費	0	33,390
		圃場整備事業費	0	1,047,925
		農道整備事業費	0	563,762
		畑地帯総合整備事業費	0	25,200
		農業集落排水事業費	0	62,837
		基盤整備促進事業費	0	387,486
		受託工事費（農村整備）	0	1,383
		海岸保全施設等維持補修費	0	89,591
		海岸保全施設整備事業費	0	63,000
		溜池等整備事業費	0	2,414,389
	5 林業費		693,000	5,378,263

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		緑化推進事業費	0	18,264
		林道整備事業費	0	13,540
		育成林整備事業費	0	663,733
		機能回復整備事業費	0	3,313
		森林居住環境整備事業費	0	578,902
		林業・木材産業等競争力強化対策事業費	0	438,001
		治山施設維持修繕費	0	182,000
		小規模崩壊地復旧事業費	0	284,470
		山地治山事業費	0	843,855
		水源地域等保安林整備事業費	0	3,352
		離島振興対策治山事業費	0	104,929
		治山激甚災害対策特別緊急事業費	693,000	2,043,904
		直轄治山事業費負担金	0	200,000
7 商工費			4,657,038	8,951,533
	1 商業費		552,000	558,837
		産業会館運営費	0	6,837
	2 工鉦業費		3,555,038	4,012,813
		中小企業支援対策費	1,186,000	1,634,015
		産業技術振興対策費	0	9,760

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
	3 観光費		550,000	4,379,883
		観光客誘致促進費	550,000	4,379,883
8 土木費			13,273,768	74,645,072
	1 土木管理費		0	680,334
		総合維持修繕費	0	432,052
		建築物耐震化促進事業費	0	14,511
		市街地再開発事業費	0	212,492
		優良建築物等整備事業費	0	21,279
	2 道路橋梁費		2,172,906	30,126,730
		広島高速道路公社出資金・貸付金	0	1,850,000
		道路改修費	558,750	3,413,033
		交通安全施設費（単独）	0	68,218
		道路災害防除費	399,717	5,734,877
		除雪費	78,835	89,883
		交通安全施設費（補助）	128,992	1,613,500
		道路改良費（単独）	0	4,325,101
		道路改修計画調査費	0	40,000
		市町交付金（改良）	0	14,400
		道路改良費（補助）	1,006,612	12,926,903

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		地域幹線道路網等調査費	0	21,300
		市町土木工事受託費（道路）	0	29,515
	3 河川海岸費		9,292,473	31,096,785
		河道浚渫費	0	1,207,400
		護岸等修繕費	57,000	1,266,000
		河川改良費	0	1,809,380
		河川改修費	1,152,900	4,310,669
		都市小河川改修費	0	18,000
		高潮対策費（河川）	52,500	297,897
		河川情報基盤緊急整備事業	46,200	105,000
		河川災害関連事業費	1,040,400	3,307,686
		河川激甚災害対策特別緊急事業費	0	487,379
		堰堤改良事業費	0	435,715
		市町土木工事受託費（河川）	0	121,006
		砂防施設維持修繕費	0	358,035
		地すべり防止施設維持修繕費	0	1,300
		急傾斜地維持修繕費	0	38,250
		通常砂防費（単独）	0	342,321
		急傾斜地崩壊対策事業費（単独）	0	416,256

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		通常砂防費（補助）	423,602	5,895,697
		地すべり対策砂防費（補助）	0	2,205
		急傾斜地崩壊対策事業費（補助）	120,897	2,733,199
		砂防関係事業調査費	0	186,653
		土砂災害情報相互通報システム整備事業費	0	347,569
		海岸保全施設維持修繕費	0	62,177
		高潮対策費（海岸）	0	201,600
		港湾海岸保全施設費	308,974	1,055,391
	4 港湾費	1,420,477	7,702,705	
		港湾維持修繕費	442,750	1,878,731
		港湾補修費	191,000	264,000
		港湾改良費	0	1,488,142
		港湾改修費	488,727	1,594,795
		港湾環境整備事業費	55,000	289,000
		港整備交付金事業費	243,000	1,355,037
		市町土木工事受託費（港湾）	0	833,000
	5 都市計画費	350,412	4,855,618	
		街路事業費（単独）	0	249,100
	街路事業費（補助）	210,000	4,139,159	

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		公園維持修繕費	0	43,447
		公園事業費(単独)	0	94,500
		公園事業費(補助)	105,000	294,000
	7 空港費		37,500	182,900
		広島ヘリポート維持修繕費	37,500	182,900
10 教育費			0	1,578,976
	1 教育総務費		0	424,905
		学校教育指導費	0	114,253
		私学振興補助金	0	310,652
	4 高等学校費		0	267,013
		学校運営費	0	178,200
		学校改修整備費	0	59,061
		学校維持修繕費	0	29,752
	5 特別支援学校費		0	783,728
		学校運営費	0	61,200
		通学対策費	0	722,528
	7 社会教育費		0	19,502
		文化財保存事業費補助金	0	11,722
		図書館費	0	7,780

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
	8 保健体育費		0	83,828
		学校保健体育費	0	59,330
		学校給食振興費	0	24,498
11 災害復旧費			2,788,146	11,167,168
	1 農林水産施設災害復旧費		0	2,461,702
		過年発生災害農業施設復旧費	0	1,859,817
		現年発生災害農業施設復旧費	0	498,838
		過年発生災害林道復旧費	0	26,629
		現年発生災害林道復旧費	0	76,418
	2 土木施設災害復旧費		2,788,146	8,654,140
		現年発生災害土木施設復旧費（単独）	0	6,137
		過年発生災害土木施設復旧費	2,750,306	7,250,000
		現年発生災害土木施設復旧費（補助）	37,840	1,398,003
	3 公共施設災害復旧費		0	51,326
		過年発生災害公園施設復旧費	0	4,425
		現年発生災害公園施設復旧費	0	46,901
合 計			21,515,952	125,608,532

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広島サミット防災・危機管理対策推進事業	—	—	令和4年度から 令和5年度まで	489,000

第4表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	34,092,100	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	37,466,400	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	7,825,200	同上	同上	同上	4,859,100	同上	同上	同上
単独災害復旧事業	184,400	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上	105,000	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	1,622,500	同上	同上	同上	1,244,000	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業	1,800,800	同上	同上	同上	1,684,400	同上	同上	同上
消防学校施設整備事業	10,600	同上	同上	同上	10,600	同上	同上	同上
公共施設等管理事業	1,991,800	同上	同上	同上	1,457,200	同上	同上	同上
都市圏魅力創造戦略推進事業	180,000	同上	同上	同上	135,000	同上	同上	同上
生活交通確保対策事業	6,800	同上	同上	同上	6,800	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	686,100	同上	同上	同上	686,100	同上	同上	同上
自然公園等整備事業	114,200	同上	同上	同上	159,100	同上	同上	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立広島大学整備事業	388,800	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	314,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
高等技術専門校整備事業	57,400	同	同上	同上	56,300	同	同上	同上
漁港改良事業	30,900	同	同上	同上	23,200	同	同上	同上
広島高速道路公社出資	925,000	同	同上	同上	832,500	同	同上	同上
都市生活環境整備特別対策事業	13,000	同	同上	同上	9,700	同	同上	同上
港湾改良事業	2,743,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	同上	同上	1,476,000	同	同上	同上
交番・駐在所庁舎建設事業	198,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上	140,000	同	同上	同上
交通安全施設整備事業	996,600	同	同上	同上	877,200	同	同上	同上
警察施設整備事業	1,683,200	同	同上	同上	1,150,500	同	同上	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
私立学校施設耐震化整備事業	8,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	2,800	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
公園整備事業	203,100	同上	同上	同上	152,300	同上	同上	同上
防災対策事業	15,402,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	同上	同上	16,752,200	同上	同上	同上
地方道路等整備事業	11,754,500	同上	同上	同上	9,864,800	同上	同上	同上
臨時高等学校整備事業	2,296,800	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上	1,973,900	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資	919,300	同上	同上	同上	877,000	同上	同上	同上
広島高速道路公社特別転貸	925,000	同上	同上	同上	925,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付事業	400	同上	0	同上	400	同上	0	同上
臨時財政対策	24,895,000	同上	8.5以内	同上	23,211,379	証書借入及び証券発行	8.5以内	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
						(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		
合計	113,256,500				107,753,179			

追県第 2号議案

令和 4 年度広島県証紙等特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度広島県証紙等特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 66,048千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,017,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 証紙収入		24,000	1,000	25,000
	1 証紙収入	23,999	1,000	24,999
2 証紙代金収納計器収入		3,059,048	△ 67,048	2,992,000
	1 証紙代金収納計器収入	3,059,047	△ 108,776	2,950,271
	2 繰越金	1	41,728	41,729
歳 入 合 計		3,083,048	△ 66,048	3,017,000

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 証紙繰出金		24,000	1,000	25,000
	1 証紙繰出金	24,000	1,000	25,000
2 証紙代金収納計器繰出金		3,059,048	△ 67,048	2,992,000
	1 証紙代金収納計器繰出金	3,059,048	△ 67,048	2,992,000
歳 出 合 計		3,083,048	△ 66,048	3,017,000

追県第 3号議案

令和 4 年度広島県管理事務費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度広島県管理事務費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費収入		637,607	0	637,607
	1 繰越金	1	10,634	10,635
	2 諸収入	637,606	△ 10,634	626,972
歳 入 合 計		637,607	0	637,607

追第 4号議案

令和 4 年度広島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度広島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,843,936千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 278,418,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債管理収入		280,262,876	△ 1,843,936	278,418,940
	1 財産収入	692,711	△ 37,181	655,530
	2 繰入金	193,447,165	△ 1,806,755	191,640,410
歳 入 合 計		280,262,876	△ 1,843,936	278,418,940

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債管理費		280,262,876	△ 1,843,936	278,418,940
	1 公債管理費	280,262,876	△ 1,843,936	278,418,940
歳 出 合 計		280,262,876	△ 1,843,936	278,418,940

追県第 5号議案

令和 4 年度広島県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度広島県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,532,117千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 241,129,901千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費収入		229,597,784	11,532,117	241,129,901
	2 国庫支出金	62,045,931	2,448,206	64,494,137
	3 療養給付費等交付金	305	△ 305	0
	4 前期高齢者交付金	85,570,618	297,685	85,868,303
	6 財産収入	365	157	522
	7 繰入金	14,098,493	251,393	14,349,886
	8 繰越金	1,975,143	8,158,322	10,133,465
	9 諸収入	0	376,659	376,659
歳 入 合 計		229,597,784	11,532,117	241,129,901

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		229,597,784	11,532,117	241,129,901
	1 総務費	12,463	△ 1,832	10,631
	2 国民健康保険運営費	229,375,461	5,536,857	234,912,318
	3 保健事業費	200,000	△ 60,000	140,000
	4 基金積立金	365	157	522
	5 諸支出金	9,495	3,116,151	3,125,646
	6 繰出金	0	87,747	87,747
	7 予備費	0	2,853,037	2,853,037
歳 出 合 計		229,597,784	11,532,117	241,129,901

追県第 6号議案

令和 4 年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 34,427千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,824,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業支援資金収入		1,858,932	△ 34,427	1,824,505
	2 繰越金	16,071	△ 7,039	9,032
	3 諸収入	1,822,005	△ 27,388	1,794,617
歳 入 合 計		1,858,932	△ 34,427	1,824,505

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業支援資金		1,858,932	△ 34,427	1,824,505
	2 諸支出金	1,838,077	△ 34,427	1,803,650
歳 出 合 計		1,858,932	△ 34,427	1,824,505

追県第 7号議案

令和 4 年度広島県農水産振興資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度広島県農水産振興資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 63,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金収入		6,531	64,254	70,785
	2 繰越金	6,422	59,097	65,519
	3 諸収入	108	5,157	5,265
2 沿岸漁業改善資金収入		1,299	△ 1,104	195
	2 繰越金	1,296	△ 1,104	192
歳 入 合 計		7,830	63,150	70,980

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金		6,531	64,254	70,785
	1 農業改良資金	6,531	64,254	70,785
2 沿岸漁業改善資金		1,299	△ 1,104	195
	1 沿岸漁業改善資金	1,299	△ 1,104	195
歳 出 合 計		7,830	63,150	70,980

追県第 8号議案

令和 4 年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,117千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 692,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費収入		676,960	15,117	692,077
	1 国庫支出金	32,016	137,352	169,368
	2 財産収入	376,361	△ 154,042	222,319
	3 繰入金	130,847	△ 4,094	126,753
	4 繰越金	134,947	35,901	170,848
歳 入 合 計		676,960	15,117	692,077

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費		676,960	15,117	692,077
	1 県営林事業費	676,960	15,117	692,077
歳 出 合 計		676,960	15,117	692,077

第2表 繰越明許費			(単位：千円)
款	項	事業名	金額
1 県営林事業費			149,088
	1 県営林事業費		149,088
		木材生産事業費	149,088
合 計			149,088

追県第 9号議案

令和 4 年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,008千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,026,779千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業収入		16,046,787	△ 20,008	16,026,779
	2 使用料及び手数料	2,326,947	△ 367	2,326,580
	4 繰越金	1	269,944	269,945
	5 諸収入	101,504	10,415	111,919
	6 県債	9,136,800	△ 300,000	8,836,800
歳 入 合 計		16,046,787	△ 20,008	16,026,779

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業費		16,046,787	△ 20,008	16,026,779
	2 広島港費	3,698,794	17,854	3,716,648
	3 福山港費	669,049	△ 299,593	369,456
	6 諸支出金	3,755,501	261,731	4,017,232
歳 出 合 計		16,046,787	△ 20,008	16,026,779

第2表 繰越明許費			(単位：千円)
款	項	事業名	金額
1 港湾特別整備事業費			1,279,200
	2 広島港費		1,163,200
		臨海土地造成事業費	1,078,200
		荷役機械整備事業費	85,000
	3 福山港費		116,000
		ふ頭用地造成事業費	51,000
		荷役機械整備事業費	65,000
合計		1,279,200	

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾特別整備事業	9,136,800				8,836,800			
広島港整備事業	7,766,200	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	7,766,200	証書借入及び証券発行 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
福山港整備事業	750,300	同	上	同上	同	上	同上	同
尾道糸崎港整備事業	191,500	同	上	同上	同	上	同上	同
地方港湾整備事業	428,800	同	上	同上	同	上	同上	同
合計	9,136,800				8,836,800			

追県第10号議案

令和4年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）

令和4年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 891,834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,047,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月10日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		6,155,649	891,834	7,047,483
	1 使用料及び手数料	2,984,573	△ 144,660	2,839,913
	2 国庫支出金	891,306	404,100	1,295,406
	3 財産収入	1,666	112,213	113,879
	4 繰入金	1,131,838	△ 163,169	968,669
	5 繰越金	34,881	74,707	109,588
	6 諸収入	3,685	32,743	36,428
	7 県債	1,107,700	575,900	1,683,600
歳 入 合 計		6,155,649	891,834	7,047,483

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		5,172,387	911,463	6,083,850
	1 県営住宅事業費	5,172,387	911,463	6,083,850
2 公債費		983,262	△ 19,629	963,633
	1 公債費	983,262	△ 19,629	963,633
歳 出 合 計		6,155,649	891,834	7,047,483

第2表 繰越明許費			(単位：千円)
款	項	事業名	金額
1 県営住宅事業費			1,785,917
	1 県営住宅事業費		1,785,917
		住宅改修費	54,000
		住宅建設費	1,731,917
合計			1,785,917

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設事業	1,107,700	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	1,683,600	証書借入及び証券発行 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合計	1,107,700				1,683,600			

追県第11号議案

令和4年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）

令和4年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120,796千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ464,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月10日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金収入		584,917	△ 120,796	464,121
	1 繰越金	327,997	△ 119,565	208,432
	2 諸収入	256,920	△ 1,706	255,214
	3 繰入金	0	475	475
歳 入 合 計		584,917	△ 120,796	464,121

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金		584,917	△ 120,796	464,121
	1 高等学校等奨学金	584,917	△ 120,796	464,121
歳 出 合 計		584,917	△ 120,796	464,121

追県第12号議案

令和4年度広島県病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和4年度広島県病院事業会計補正予算（第4号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度広島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）		（補 正 前）	（補 正）	（計）
(3)	年 間 患 者 数			
	入 院	199,612 人	△ 3,226 人	196,386 人
	外 来	317,820 人	△ 19,571 人	298,249 人
(4)	一 日 平 均 患 者 数			
	入 院	547 人	△ 9 人	538 人
	外 来	1,308 人	△ 81 人	1,227 人
(5)	主 要 な 建 設 改 良 事 業			
	県 立 広 島 病 院 整 備 事 業	338,017 千円	△ 16,015 千円	322,002 千円
	機 械 器 具 及 び 備 品 整 備 費	878,485 千円	4,100 千円	882,585 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款	病 院 事 業 収 益	28,259,243 千円	882,181 千円	29,141,424 千円
第1項	医 業 収 益	24,195,715 千円	153,610 千円	24,349,325 千円
第2項	医 業 外 収 益	4,033,528 千円	723,491 千円	4,757,019 千円
第3項	特 別 利 益	30,000 千円	5,080 千円	35,080 千円
支 出				
第1款	病 院 事 業 費 用	28,445,079 千円	37,445 千円	28,482,524 千円
第1項	医 業 費 用	27,935,043 千円	△ 36,816 千円	27,898,227 千円

第2項	医業外費用	457,986千円	△	51,859千円	406,127千円
第3項	特別損失	52,050千円		126,120千円	178,170千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,535,005千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,118千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,532,887千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(補正前の額)		(補正額)	(計)
収入					
第1款	資本的収入	1,951,428千円	△	12,829千円	1,938,599千円
第1項	企業債	1,168,600千円	△	16,100千円	1,152,500千円
第3項	負担金	734,711千円	△	829千円	733,882千円
第6項	寄附金	0千円		4,100千円	4,100千円
支出					
第1款	資本的支出	3,486,048千円	△	12,444千円	3,473,604千円
第1項	建設改良費	1,243,037千円	△	12,444千円	1,230,593千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条列記中限度額「1,168,600千円」を「1,152,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第7条列記中職員給与費「13,674,030千円」を「13,581,912千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第8条本文中「2,720,724千円」を「3,536,326千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第9条本文中「8,610,000千円」を「8,572,000千円」に改める。

令和5年2月10日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

追県第13号議案

令和4年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和4年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第4号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度広島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）		（補 正）	（計）
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業				
太田川東部工業用水道事業	440,637 千円	△	121,840 千円	318,797 千円
沼田川工業用水道事業	432,938 千円	△	246,970 千円	185,968 千円
太田川東部工業用水道第2期事業	86,091 千円	△	25,151 千円	60,940 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張事業	34,483 千円	△	13,828 千円	20,655 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	2,936,015 千円		194,390 千円	3,130,405 千円
第1項 営 業 収 益	2,761,468 千円		49,020 千円	2,810,488 千円
第2項 営 業 外 収 益	137,247 千円		61,094 千円	198,341 千円
第3項 特 別 利 益	37,300 千円		84,276 千円	121,576 千円
支 出				
第1款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	3,028,814 千円		3,821,477 千円	6,850,291 千円
第1項 営 業 費 用	2,882,252 千円		176,699 千円	3,058,951 千円
第2項 営 業 外 費 用	142,562 千円		22,750 千円	165,312 千円
第4項 特 別 損 失	0 千円		3,622,028 千円	3,622,028 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 686,687千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支

調整額 23,983千円、減債積立金 229,721千円、建設改良積立金 77,637千円、過年度分損益勘定留保資金 207,380千円及び当年度分損益勘定留保資金 147,966千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	894,373 千円	△ 319,847 千円	574,526 千円
第1項 企 業 債	527,100 千円	△ 99,900 千円	427,200 千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	16,834 千円	△ 16,822 千円	12 千円
第3項 工 事 負 担 金	148,429 千円	△ 76,429 千円	72,000 千円
第4項 受 託 金	202,009 千円	△ 128,192 千円	73,817 千円
第5項 関 連 収 入	1 千円	1,496 千円	1,497 千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,672,213 千円	△ 411,000 千円	1,261,213 千円
第1項 建 設 改 良 費	994,943 千円	△ 407,844 千円	587,099 千円
第4項 補 助 金 返 還 金	3,160 千円	△ 3,156 千円	4 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条列記中限度額「527,100千円」を「427,200千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条列記中職員給与費「244,278千円」を「240,834千円」に改める。

令和5年2月10日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

追第14号議案

令和4年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度広島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）		（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1)	土 地 造 成 事 業			
	土 地 造 成 事 業 費	471,421 千円	△ 289 千円	471,132 千円
	箕 島 地 区 土 地 造 成	382,564 千円	△ 289 千円	382,275 千円
(2)	土 地 売 却			
	土 地 売 却 収 益	1 千円	11,268 千円	11,269 千円
	豊 平 地 区	0 m <sup>2</sup>	174,005 m <sup>2</sup>	174,005 m <sup>2</sup>

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款	土 地 造 成 事 業 収 益	47,915 千円	19,748 千円	67,663 千円
第1項	営 業 収 益	1 千円	11,268 千円	11,269 千円
第2項	営 業 外 収 益	47,914 千円	8,480 千円	56,394 千円
支 出				
第1款	土 地 造 成 事 業 費 用	266,335 千円	△ 44,176 千円	222,159 千円
第1項	営 業 費 用	189,632 千円	△ 40,212 千円	149,420 千円
第2項	営 業 外 費 用	75,703 千円	△ 3,964 千円	71,739 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,626,457千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収  
支調整額 2,841千円、繰越工事資金 247,729千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,375,887千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入

及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
収 入				
第1款 資 本 的 収 入	2,283,040 千円	△	179,979 千円	2,103,061 千円
第1項 出 資 金	2,276,911 千円	△	178,442 千円	2,098,469 千円
第2項 受 託 金	6,128 千円	△	1,537 千円	4,591 千円
支 出				
第1款 資 本 的 支 出	3,727,550 千円		1,968 千円	3,729,518 千円
第1項 土 地 造 成 費	471,421 千円	△	289 千円	471,132 千円
第2項 受 託 工 事 費	6,129 千円	△	1,537 千円	4,592 千円
第4項 補 助 金 返 還 金	0 千円		3,794 千円	3,794 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条列記中職員給与費「88,977千円」を「86,510千円」に改める。

令和5年2月10日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

追県第15号議案

令和4年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和4年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第4号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度広島県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）		（補 正）	（計）
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業				
広島水道用水供給施設建設事業	3,940,221 千円	△	301,189 千円	3,639,032 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	1,105,578 千円	△	633,350 千円	472,228 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	998,207 千円	△	302,971 千円	695,236 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款 水 道 用 水 供 給 事 業 収 益	11,511,187 千円		65,621 千円	11,576,808 千円
第1項 営 業 収 益	10,276,488 千円	△	6,458 千円	10,270,030 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,174,076 千円		68,825 千円	1,242,901 千円
第3項 特 別 利 益	60,623 千円		3,254 千円	63,877 千円
支 出				
第1款 水 道 用 水 供 給 事 業 費 用	10,023,674 千円		343,136 千円	10,366,810 千円
第1項 営 業 費 用	9,430,452 千円		122,352 千円	9,552,804 千円
第2項 営 業 外 費 用	590,222 千円		209,026 千円	799,248 千円
第4項 特 別 損 失	0 千円		11,758 千円	11,758 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4,883,491千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 107,903千円、建設改良積立金 2,802,763千円、過年度分損益勘定留保資金 230,710千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,742,115千円で補

填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
収 入				
第1款 資本的収入	2,174,474 千円	△	146,342 千円	2,028,132 千円
第1項 出 資 金	919,300 千円	△	42,300 千円	877,000 千円
第2項 固定資産売却代金	11,631 千円		9,369 千円	21,000 千円
第3項 補 助 金	977,274 千円	△	78,017 千円	899,257 千円
第4項 受 託 金	266,268 千円	△	35,409 千円	230,859 千円
第5項 関 連 収 入	1 千円		15 千円	16 千円
支 出				
第1款 資本的支出	8,153,177 千円	△	1,241,554 千円	6,911,623 千円
第1項 建 設 改 良 費	6,052,023 千円	△	1,238,582 千円	4,813,441 千円
第3項 補 助 金 返 還 金	2,972 千円	△	2,972 千円	0 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条列記中職員給与費「777,665千円」を「785,671千円」に改める。

令和5年2月10日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

追県第16号議案

令和4年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和4年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第4号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度広島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）		（補 正）	（計）
(4) 建設改良事業				
太田川流域下水道建設事業	855,023 千円	△	125,417 千円	729,606 千円
芦田川流域下水道建設事業	802,873 千円	△	244,329 千円	558,544 千円
沼田川流域下水道建設事業	1,449,445 千円	△	55,892 千円	1,393,553 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款 流域下水道事業収益	9,074,692 千円		455,785 千円	9,530,477 千円
第1項 営業収益	5,523,617 千円		367,657 千円	5,891,274 千円
第2項 営業外収益	3,546,217 千円		22,210 千円	3,568,427 千円
第3項 特別利益	4,858 千円		65,918 千円	70,776 千円
支 出				
第1款 流域下水道事業費用	9,443,938 千円		62,197 千円	9,506,135 千円
第1項 営業費用	9,193,404 千円	△	2,592 千円	9,190,812 千円
第2項 営業外費用	227,476 千円		18,286 千円	245,762 千円
第3項 特別損失	20,058 千円		46,503 千円	66,561 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 843,564千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 20,720千円、過年度分損益勘定留保資金 492,913千円及び当年度分損益勘定留保資金 329,931千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入

及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
収 入				
第1款 資 本 的 収 入	3,513,680 千円	△	383,837 千円	3,129,843 千円
第1項 企 業 債	741,500 千円	△	107,900 千円	633,600 千円
第2項 補 助 金	2,074,023 千円	△	168,483 千円	1,905,540 千円
第3項 工 事 負 担 金	698,156 千円	△	107,455 千円	590,701 千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	0 千円		1 千円	1 千円
支 出				
第1款 資 本 的 支 出	4,399,045 千円	△	425,638 千円	3,973,407 千円
第1項 建 設 改 良 費	3,107,341 千円	△	425,638 千円	2,681,703 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条列記中限度額「741,500千円」を「633,600千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条列記中職員給与費「152,719千円」を「208,811千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条本文中「1,446,418千円」を「1,533,128千円」に改める。

令和5年2月10日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦